

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
事業所規模別 (常用雇用者数)	by establishment size (employees)								
日本 1)	JPN								
調査産業計 2)	Total industries surveyed								
100人以上	1.95	1.61	1.61	1.83	1.80	1.95	2.09	2.06	100+
30 - 99人	3.34	2.57	2.90	3.62	3.35	3.14	3.35	3.58	30 - 99
総合工事業 3)	Contractors								
100人以上	0.97	1.56	0.92	1.09	1.69	1.30	1.39	1.47	100+
アメリカ 4)	USA								
産業計 5)	Total private industries surveyed								
1人以上計	4.6	3.5	3.0	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	Total (1+)
1,000人以上	5.2	4.0	3.3	3.0	2.9	3.3	3.1	3.2	1,000+
250- 999人	5.2	3.8	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	250 - 999
50- 249人	5.8	4.4	3.7	3.5	3.4	3.5	3.4	3.6	50 - 249
11- 49人	4.1	3.2	2.8	2.5	2.5	2.2	2.3	2.3	11 - 49
1- 10人	2.0	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1 - 10

出典： [日本] 厚生労働省 (2023.11) 「労働災害動向調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS) (2023.11) *Workplace Injuries and Illness* (各年版)

注：「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの、食中毒及び伝染病は除く。なお、通勤災害による負傷、病及び死亡は除く。

- 1) 日本の「度数率」は、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。本表においては、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定している。
度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数) × 1,000,000
- 2) 調査産業計は建設業 (総合工事業) を除く。2008年より医療・福祉 (一部の業種に限る) を含み、複合サービス事業 (郵便局に限る) を除く。また、鉱山保安法の適用を受ける鉱山、国営の事業所を除く。2011年より農業、2018年より漁業を含む。
- 3) 総合工事業に属し、工事の種類が河川土木工事業、水力発電施設等新設事業、鉄道又は軌道新設事業、地下鉄建設事業、橋りょう建設事業、ずい道新設事業、道路新設事業、その他の土木工事業、舗装工事業、建築工事業、その他の建築事業であるもの。
- 4) アメリカの「度数率」は、フルタイム換算した労働者100人の年間延労働時間 (20万労働時間 = 100人 × 40時間 × 50週) 当たりの傷病者数 (死亡者数は含まない) の比率。
度数率 = (負傷者数 / 延べ労働時間数) × 200,000
- 5) 調査対象は1人以上 (ただし、農業生産のみ11人以上) の労働者を雇用している事業所が対象。